

# 水道法に基づく水質基準に関する省令の水質基準

水質基準項目及び基準値：厚生労働省令第101号(施行日：令和2年4月1日)

検査方法：厚生労働省告示261号(施行日：令和2年4月1日)

令和2年度

番号	水質基準項目	水質基準値	区分	
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	病原生物の 代替指標	
2	大腸菌	検出されないこと。		
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003 mg/L以下であること。	無機物・重金属	
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005 mg/L以下であること。		
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01 mg/L以下であること。		
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01 mg/L以下であること。		
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01 mg/L以下であること。		
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02 mg/L以下であること。		
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること。		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01 mg/L以下であること。		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること。		
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8 mg/L以下であること。		
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0 mg/L以下であること。		
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること。		一般有機物
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること。		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること。		
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること。		
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること。		
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること。		
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること。		
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること。		
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること。		
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること。		
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること。	消毒副生成物	
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること。		
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること。		
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下であること。		
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること。		
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること。		
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること。		
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること。		
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0 mg/L以下であること。		着色
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウム量に関して、0.2 mg/L以下であること。		
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3 mg/L以下であること。		
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0 mg/L以下であること。		
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200 mg/L以下であること。	味	
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05 mg/L以下であること。	着色	
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること。	味	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること。		
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること。	発泡	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること。		
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下であること。	カビ臭	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下であること。		
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること。	発泡	
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005 mg/L以下であること。	臭気	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下であること。	味	
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。	基本的性状	
48	味	異常ではないこと。		
49	臭気	異常ではないこと。		
50	色度	5度以下であること。		
51	濁度	2度以下であること。		